

入札参加業者の皆様へ

令和7年2月  
堺市建築都市局建築部  
建築監理課

## 建築工事の積算基準について(お知らせ)

堺市建築都市局建築部が発注する建築・電気設備・機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事積算基準」等を準用し、積算を行っています。令和7年4月1日以降に公告する案件から、以下の積算基準を準用しますので、お知らせします。

1 積算基準等については、下記のとおりです。

- 公共建築工事積算基準(平成28年12月版)
- 公共建築工事共通費積算基準(令和6年改定)
- 公共建築工事積算基準等資料(令和6年改定)

2 令和6年改定に伴う堺市の主な運用について

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定は、公共建築工事積算基準等資料(令和6年改定)第3編第1章第3項(1)イ.及びハ.のとおりとします。